

高知県個人情報等安全管理基本方針

令和5年4月策定

1 保有個人情報等の保護に関する考え方

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第66条の規定による保有個人情報の安全管理のため、また、個人情報保護法第121条の規定による行政機関等匿名加工情報等の適切な管理並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第12条の規定による個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の適切な管理のため、保有個人情報、行政機関等匿名加工情報等及び特定個人情報等（以下「保有個人情報等」という。）の取扱いに関する管理規程を整備し、職員に遵守させる等の措置を講じ、適正に保有個人情報等を取り扱う。

○ 対象範囲

この基本方針が対象とする県の機関は、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び公営企業管理者とする。

2 保有個人情報等の保護方針

保有個人情報等を取り扱う全ての事務において、次のとおり保有個人情報等を適正に取り扱うものとする。

(1) 法令遵守

保有個人情報等の適正な取扱いに関する法令等^(注)を遵守し、適正に取り扱うものとする。

(注)法令等とは、次のものを含む。

- ・個人情報保護法
- ・個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和4年1月個人情報保護委員会告示第1号）
- ・番号法
- ・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）（平成26年12月特定個人情報保護委員会告示第6号）
- ・特定個人情報等に関する管理規程
- ・高知県情報セキュリティポリシー

(2) 安全管理措置

保有個人情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講ずるものとする。

(3) 適正な収集・保管・利用・廃棄及び目的外利用の禁止

保有個人情報等は、あらかじめ保有個人情報等を取り扱う目的を具体的に明らかにし、取扱目的の達成のために必要な範囲内で適正に利用、収集・保管及び提供を行うとともに、不要となった保有個人情報等は速やかに廃棄するものとする。

特に、特定個人情報にあつては、番号法において収集、保管、利用及び提供ができる場合が限定されており、同法に基づき収集、保管、利用及び提供を行うものとする。

また、目的外利用を防止するための措置を講ずるものとする。

(4) 委託・再委託

保有個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合には、委託先（再委託先を含む。）において、個人情報保護法及び番号法に基づき、県の機関自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行うものとする。

(5) 継続的改善

保有個人情報等の保護に関する安全管理措置を継続的に見直し、その改善に努めるものとする。

3 規程整備

特定個人情報等の適正な取扱いを図るため、個人番号利用事務（番号法第9条第1項又は第2項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で番号を利用して処理する事務）を実施する所属の長は、管理規程を遵守し、所属における組織体制及び特定個人情報等の具体的な取扱いを定める規程を整備するものとする。

個人番号関係事務（番号法第9条第3項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務）を実施する所属の長は、保有個人情報等の管理規程等を遵守し、特定個人情報等を適正に取り扱うものとする。

4 問い合わせ先

総務部法務文書課 個人情報保護担当 電話 088-823-9156